

令和7年度就学援助（入学準備費の入学前支給）  
兼令和8年度就学援助申請書

飯塚市教育委員会 様

マイナンバー利用を承認のうえ必要書類を添えて申し込みます。この申請の決定にあたり、必要な範囲内において私及び私の世帯員に係る生活保護法の規定に基づく生活保護の受給状況および収入の状況を確認し、閲覧することに同意します。

（飯塚市立校の場合）就学援助の対象となっている学校給食費は、飯塚市一般会計へ直接納入することに同意します。また、学校給食費に還付が発生した場合においても直接納入することに同意します。学用品費・修学旅行費等の支給は、学校長へ受領委任します。

（市外校及び国県立小中学校等の場合）支給対象の援助費は、口座振込依頼書により指定口座に振込むことに同意します。

令和7年度入学準備費の入学前支給のみを希望する場合は左の欄にチェックをつけてください。

申請者（フリガナ） （保護者）	申請日		年 月 日		
	日中連絡の取れる 連絡先電話番号		( ) —		
住所	〒 飯塚市				
小学校	学年	児童氏名	中学校	学年	生徒氏名
小学校	年		中学校	年	
小学校	年		中学校	年	
小学校	年		中学校	年	
家庭の状況(児童生徒を含めた全員) ※生計を同一にしている方全員 ※続柄は世帯主からみた関係 (申請日時点)					
氏名	続柄	生年月日	職業・学校名・学年	備考	
	世帯主				
申請理由 (あてはまる項目に○をつけてください。)	1 世帯の収入が少ないため生活が非常に苦しく学費等の支払いに困っている。 2 その他の事情により、生活状態が悪く困っている。(具体的に記入してください。) <input type="text"/>				
誓約	1 就学援助申請書等の記載事項は、事実と相違ありません。 2 就学援助申請書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにお届けします。 3 入学準備費の入学前支給を受けたあと、令和8年4月に飯塚市立小・中学校に入学しなかった場合、若しくは、国・県立の小・中学校等（中等教育学校前期課程、義務教育学校を含む）に入学したが令和8年3月末日以前に飯塚市外へ転出していた場合は入学準備費を返還します。				
<b>口座振込依頼書</b>					
入学準備費、市外校及び国県立小中学校等の支給対象援助費の受領については下記の口座に振り込まれますようお願いいたします。					
口座名義人（申請者名義）カナ氏名					
金融機関名（番号）			預金種別	普通・当座	
支店名(番号)			口座番号		
学校長記入欄(この欄は記入しないでください。)	学校長				

※消えるボールペン・修正液は使用不可。裏面の注意事項をご一読いただき、記入をお願いします。

## 記入及び提出上の注意

1. 太線枠内の事項について、記入してください。
2. 訂正の際は、誤った箇所に二重線を引き、その下に正しく書き直してください。修正液の使用はできません。
3. 対象となるお子様は、飯塚市立小・中学校、若しくは、飯塚市にお住まいで国・県立の小・中学校等（中等教育学校前期課程、義務教育学校を含む）に、令和8年4月入学予定のお子様と、すでに在学中のお子様です。

※入学準備費の入学前支給を受けたあと、令和8年4月に飯塚市立小・中学校に入学しなかった場合、若しくは、国・県立の小・中学校等（中等教育学校前期課程、義務教育学校を含む）に入学したが令和8年3月末日以前に飯塚市外へ転出されていた場合は、入学準備費を返還していただくことになりますので、可能性のある場合は申請を行わないでください。
4. 「学年」は、令和8年度の学校名・学年をご記入ください。
5. 家庭の状況の「続柄」の欄は、世帯主からみた関係を記入してください。  
また、「職業・学校名・学年」の欄は、申請日時点を記入してください。
6. 「申請理由」は、1か2のあてはまる番号に○をつけて、2の場合は具体的な理由を記入してください。  
※現在の収入が昨年中と大きく異なる場合（退職や離職等による減収の場合）は、申請の理由欄に記入の上、雇用保険受給資格者証等の写し等を添付していただく場合があります。その場合は教育総務課までおたずね下さい。
7. 「口座振込依頼書」の口座名義人は申請者（保護者）となります。
8. 令和7年度入学準備金の入学前支給は世帯員の令和7年度（令和6年1月から令和6年12月中）の所得で、令和8年度就学援助は令和8年度（令和7年1月から令和7年12月中）の所得でそれぞれ判定します。世帯員の中に該当期間の所得税の確定申告をされていない方がいる場合や、認定基準を超過した場合には認定ができません。
9. 令和7年1月2日以降に飯塚市に転入された方は、申告した市町村（令和7年1月1日の住民登録地）の令和7年度所得証明書を提出していただくことがあります（※18歳以上の世帯全員分が必要です）。ただし、令和7年度就学援助申請書を提出した際に添付された方は、提出していただく必要はありません。また、令和8年1月2日以降に飯塚市に転入された方は、上記に加え申告した市町村（令和8年1月1日の住民登録地）の令和8年度所得証明書を、6月以降に提出してください。
10. 判定の結果は、郵送にてお知らせします。認定・否認定について必ずご確認ください。
11. この申請書は、令和8年度就学援助申請書も兼ねているため、令和8年3月以降の就学援助申請の別途手続きは不要です。
12. 生活保護受給中の方は、入学準備費の支給対象となりません。

<問い合わせ先> 〒820-8501 飯塚市新立岩5番5号  
飯塚市教育委員会 教育総務課 学事係 電話 (0948) 96-8500